

あかり総合法律事務所 弁護士報酬基準

2017.5.1

民事事件（損害賠償請求，貸金請求・交通事故・賃貸借・その他民事事件全般）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%（ただし，最低10万円）	16%
300万円を超え 3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え 3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

個人の債務整理

	着手金	報酬金
任意整理 過払金返還請求	債権者1社につき2万円	債権者主張金額から減額分の10% 交渉・訴訟による過払返還金の20%
自己破産	23万円～	0（報酬金は不要）
個人再生	30万円～	15万円～
	住宅ローン特則がある場合 40万円	25万円～

※別途，裁判所に納める予納金等が必要です。

法人・個人事業主の破産申立て

	着手金	報酬金
少額管財事件	40万円～（事業規模による）	0（報酬金は不要）
通常管財事件	60万円～（事業規模による）	0（報酬金は不要）

※別途，裁判所に納める予納金等が必要です。

家事事件

	着手金	報酬金	
離婚	30万円～	離婚のみの場合	30万円～
		親権，監護権等	個別事例による
		慰謝料，財産分与等	民事事件の報酬と同じ
遺産分割	30万円～	民事事件の報酬と同じ	

刑事事件・少年事件

	着手金	報酬金	
被疑者段階	30万円～	不起訴の場合	30万円～
		略式命令の場合	25万円～
被告人段階（第一審）	30万円～	無罪	50万円～
		執行猶予	30～50万円
		減輕（求刑の7割以下）	15～30万円
裁判員対象事件	上記の2倍	上記の2倍	
控訴審	第一審と同じ	第一審と同じ	
少年事件	刑事事件に準ずる	刑事事件に準ずる	

上記金額はすべて消費税を含んでおりません。別途消費税がかかります。